

施行 2015 年 9 月 1 日

改定 2025 年 4 月 12 日

会員登録料に関する内規

本内規は、奈良県ダンススポーツ連盟会費規程の第 1 条第 4 項の規定に基づき、会員登録料の減額等について定める。

（会員登録料の充当）

第 1 条 1 月 1 日から 3 月末日までに新規登録（退会後の再登録を含む）の手続きを行う場合、年会費（1500 円）は、次年度の年会費に充当するものとする。

2 前項の場合、会員証は、次年度の 4 月に発行されるが、奈良県ダンススポーツ連盟主催の各種行事の参加費の会員割引は、登録手続きを行った日から適用される。

（理事会承認団体会員の入会金および県会費）

第 2 条 理事会承認団体「PD 部」および「ブレイキン部」会員の入会金および県会費は免除する。

（改廃）

第 3 条 本内規は、奈良県ダンススポーツ連盟の理事会に於いて、出席理事の過半数の賛成により、改正もしくは廃止をすることが出来る。

（実施）

第 4 条 本内規は、2025 年 4 月 1 日より適用する。